

役員・評議員等に対する報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人与勝福祉会（以下「法人」という。）の役員・評議員に対する報酬及び費用弁償の額並びに支給方法について必要な事項を定める。

(勤務)

第2条 法人の役員・評議員は非常勤とする。

(報酬)

第3条 役員に対する各年度の報酬総額は 4,260,000 円以内とし、次のとおり報酬を支給する。

理事長	月額報酬	200,000 円
事業所担当理事	月額報酬	15,000 円

(費用弁償)

第4条 役員・評議員が職務に従事し、又は会議、講習会及び研修会等に出席したときは、手当を支給する。

- (1) 理事、監事 5,000 円
但し、監査を行った場合の監事の手当は、15,000 円とする。
- (2) 評議員 10,000 円
- (3) 評議員選任・解任委員 10,000 円
- (4) 施設外講習会、研修会等出席 5,000 円

2 遠距離又は交通機関の利用が困難なため宿泊を必要とする場合は、施設職員に対する旅費規程により旅費を支給するものとし、旅費の額は、施設長の宿泊出張旅費に関する規程を準用する。

3 役員・評議員に対する車賃は、施設職員に対する旅費規程を準用する。

(支給方法)

第5条 報酬の支給方法は、施設職員の給与規程の支給方法の例による。

2 旅費の支給方法は、施設職員の旅費規程の支給方法の例による。

附 則 (昭和58年3月制定)

1. この規程は、昭和58年4月1日から適用する。
2. この規程施行前に支払われた費用弁償は、この規程による費用弁償の支払とみなす。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

- 附 則
この規程は、平成13年7月1日から施行する。
- 附 則
この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 附 則
この規程は、平成14年6月1日から施行する。
- 附 則
この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 附 則
この規程は、平成16年5月1日から施行する。
- 附 則
この規程は、平成17年5月1日から施行する。
- 附 則
この規程は、平成19年6月1日から施行する。
- 附 則
この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 附 則
この規程は、平成29年6月14日に施行し、6月1日から適用する。
- 附 則
この規程は、評議員会の承認の日（平成29年10月23日）から施行する。